



雇用調整助成金の申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して2ヶ月以内（郵送の場合 は必着）となっていますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金〈休業手当〉を受け取ることができない中小事業主の労働者が対象）について、4月から9月までの休業した期間に対する申請期限が令和2年12月31日までに延長となりました。

申請書には事業主記載欄がありますので、従業員から依頼があった際はご協力をお願いいたします。

**【お問合せ先】**

・雇用調整助成金  
職業対策課（022-299-8063）

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター（0120-221-276）

---

## 2. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額825円に～

---

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和2年10月1日から1円引き上げられ、825円に改正されました。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

**【お問合せ先】賃金室（022-299-8841）**

---

## 3. みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画を策定しました

---

就職氷河期世代（概ね35歳～55歳未満）への支援策として、政府で取りまとめた3年間の集中プログラムを踏まえ、厚生労働省で策定した「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、県内の関係機関を構成員として、就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、事業実施計画が策定されました。

今後は、事業実施計画に基づき、就職氷河期世代の方々の実態やニーズに沿った必要な支援を行うとともに、各界一体となって当該世代への支援に関する気運を醸成するなど、継続的な取組を推進していくこととします。

【お問合せ先】 職業安定課（022-299-8061）

---

#### 4. テレワーク導入促進事業のご案内

---

県では、県内企業にテレワーク導入を図るため、導入の意識付けを行うセミナーの実施及び「労務管理」と「システム導入」の専門家を派遣し伴走型支援を実施するテレワーク導入促進事業を実施しています。

※本事業は、宮城県がアデコ株式会社に委託して実施する事業です。

◆支援対象：中小企業基本法に規定される中小企業  
◆事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

●HP

<https://miyagi-telework.jp>

【お問合せ先】

○テレワーク導入促進事務局（アデコ（株）内）  
022-224-7708

○事業実施主体：宮城県経済商工観光部雇用対策課

---

★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

[https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?  
ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311](https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311)

---

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
  - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
  - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
  - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
  - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
  - ・携帯メールには対応しておりません。
  - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- 

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---